

名称	対象者	貸与額				対象者	問合せ先
		入学一時金	①10万円	②25万円	から選択		
1 埼玉県高等学校等奨学金	保護者が埼玉県内に住住し、品行方正で学習意欲があり、経済的な理由により修学が困難な、高校、高等専門学校、専修学校の高等課程(対象校のみ)等の生徒(※所得要件等の審査があります)	入学一時金	①10万円	②25万円	から選択	高1生	埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当 048-822-5670
		月額奨学金	①2万円	②3万円	③4万円 から選択	高校全学年	
2 千葉県奨学生	(1)保護者が千葉県内に住所を有する人。 (2)就学意欲があり、かつ、性行が正しい者。 (3)経済的理由により修学が困難な者。 (4)「母子及び父子並びに寡婦福祉資金(就学資金)」の貸し付けを受けていない者。	月額	自宅通学		自宅外通学	(1)~(4)を満たす 高校全学年	昌平高校 奨学金係 0480-34-3381
			1万円	2万円	3万円		
3 東京都育英奨学生	(1)高等学校に在学すること。 (2)申込者及びその扶養者が都内に住所を有していること。 (3)就学意欲がありながら、経済的事由により修学が困難であること。 (4)同種の奨学金を他から借りていないこと。 (5)要件を備えた連帯保証人を2名立てられること。	月額	3万5千円			(1)~(5)を満たす 高校全学年 ※他にも条件有。要確認。	公益財団法人東京都私学財団 育英資金課 03-5206-7929
4 公益財団法人茂木本家教育基金奨学生	(1)令和2年4月に高等学校に入学した者(新入生に限ります)。 (2)学業優秀(中学3年間評定平均4.3以上(5段階評価))であり、品行方正である者。 (3)学費の支弁が困難と認められる者。また、原則として、他の奨学金を受給しない者。 ただし、申請時に重複受給することを明記し、当公益財団の許可を受けたときは、この限りではない。	月額	2万5千円(返還不要)			高1生	公益財団法人茂木本家教育基金 04-7120-1003
5 一般財団法人多田脩學育英會奨学生	(1)令和2年4月に高等学校に入学した者(新入生に限ります)。 (2)家庭が経済的困窮状態にあり、学業に關しての援助を必要としている。 (3)学業、人物ともに堅実で健康であること、高校の成績が評定平均3以上であること。 (4)当会の実践する人間学(道德教育)の修学意欲が旺盛な者(講座開催、オリジナルテキストによる課題提出の実施)。	月額	2万~4万円(返還不要)			高1生	一般財団法人 多田脩學育英會 03-3723-7193
6 公益財団法人伊藤謝恩育英財団奨学生	以下の大学への進学を志望する生徒 (国立大学)北海道大学、東北大学、筑波大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、一橋大学、お茶の水女子大学、東京工業大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京海洋大学、電気通信大学、横浜国立大学、新潟大学、金沢大学、信州大学、山梨大学、静岡大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、九州大学 (公立大学)横浜市立大学、大阪市立大学 (私立大学)早稲田大学、慶應義塾大学、学習院大学、上智大学、中央大学、国際基督教大学、同志社大学、立命館大学、関西学院大学		入学一時金30万円 月額7万円(大学在学中の4年間) 合計366万円			高3生	公益財団法人 伊藤謝恩育英財団事務局 奨学生 <a href="http://www.ito-foundation.or.jp/">http://www.ito-foundation.or.jp/</a> 03-3512-5800
7 下村教育財団奨学金	(1)美容に關する知識・技術取得意欲が旺盛であり、学業優秀かつ品行方正であること。 (2)経済的な理由により美容に關わりのある高等教育機関への就学等が困難であること。若しくは地理的な理由により一人暮らしせざるを得ないこと。 (3)就学状況及び生活状況について適宜報告できること。 (4)全日制高校3年生。		第1種 100万円、第2種 50万円、第3種 30万円 第4種 20万円、第5種 10万円			高3生	一般財団法人 下村教育財団 事務局 <a href="https://shimomurafoundation.org">https://shimomurafoundation.org</a> 03-5950-1255
8 Z会奨学金	以下の大学への進学を志望する生徒 北海道大学、東北大学、国際教養大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、一橋大学、横浜国立大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学 真に経済的な援助を必要としており、学業・人物ともに優秀である者 ※経済状況・・・世帯収入が給与一年収600万円以下、給与以外一年収300万円以下 ※高校2年次までの成績評定平均値4.5以上		入学一時金30万円 月額7万円(大学1年次) 月額8万円(大学2年次以降)			高3生	Z会奨学金 事務局 <a href="https://www.zkai.co.jp/home/scholarship/">https://www.zkai.co.jp/home/scholarship/</a> 055-976-9711
9 福島県奨学資金《震災特例採用》	(1)保護者が福島県内に住所を有する高校生。 (2)勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める生徒。 (3)東日本大震災により被災し、下記のいずれかの事由で家計が急変したことにより修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下(※)であること。 ※所得金額:総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた額(目安:父・母・高校生・中学生の4人世帯の場合の所得基準は、給与所得者の場合785万円以下、給与所得者以外の場合330万円以下)	月額	自宅通学	3万円	自宅外通学	3万5千円	(1)~(3)を満たす 高校全学年 ※他にも条件有。要確認。 福島県教育委員会高校教育課 震災特例奨学資金担当 024-521-7775
10 公益財団法人日本教育公務員弘済会埼玉支部「高校生等の奨学金給付事業」	原則として、以下の(1)、(2)とする。埼玉県に所在する高等学校等に在学する生徒で、 (1) 保護者が、①死亡、離婚等により両方もしくは片方がおらず、または②病氣(交通自己等による怪我也含む)により就労が難しく、①、②のいずれかのため、 <b>公的な支援等を受けている</b> (※)が、生活困窮のために修学への意欲があるにもかかわらず、修学継続が困難となっている第2、3学年の生徒のうち、校長から推薦のあった者とする。 (2) 保護者が、①死亡、離婚等により両方もしくは片方がおらず、または②病氣(交通自己等による怪我也含む)により就労が難しく、①、②のいずれかのため、 <b>公的な支援等を受けている</b> (※)。そのような状況にありながら、修学意欲が旺盛で、更に上級学校(国公私立大学・短期大学・専修学校専門課程)へ進学する成績優秀(評定平均3.8以上)な第3学年の生徒のうち、校長から推薦のあった者とする。 (※)「公的な支援等を受けている」とは、次のこととします。 ア. 生活保護世帯 イ. 児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯 ウ. 「埼玉県高等学校等奨学金制度」等により、奨学金を受けている者 エ. 同一世帯全員が市町村住民税非課税 オ. 児童福祉施設等入所者 カ. その他の公的な支援を受けている場合		(1)について、選考のうえ、90名それぞれに10万円を奨学金として給付する  (2)について、選考のうえ、90名それぞれに20万円を奨学金として給付する			(1)、(2)を満たす 高校2、3年生 昌平高校 奨学金係 0480-34-3381	